

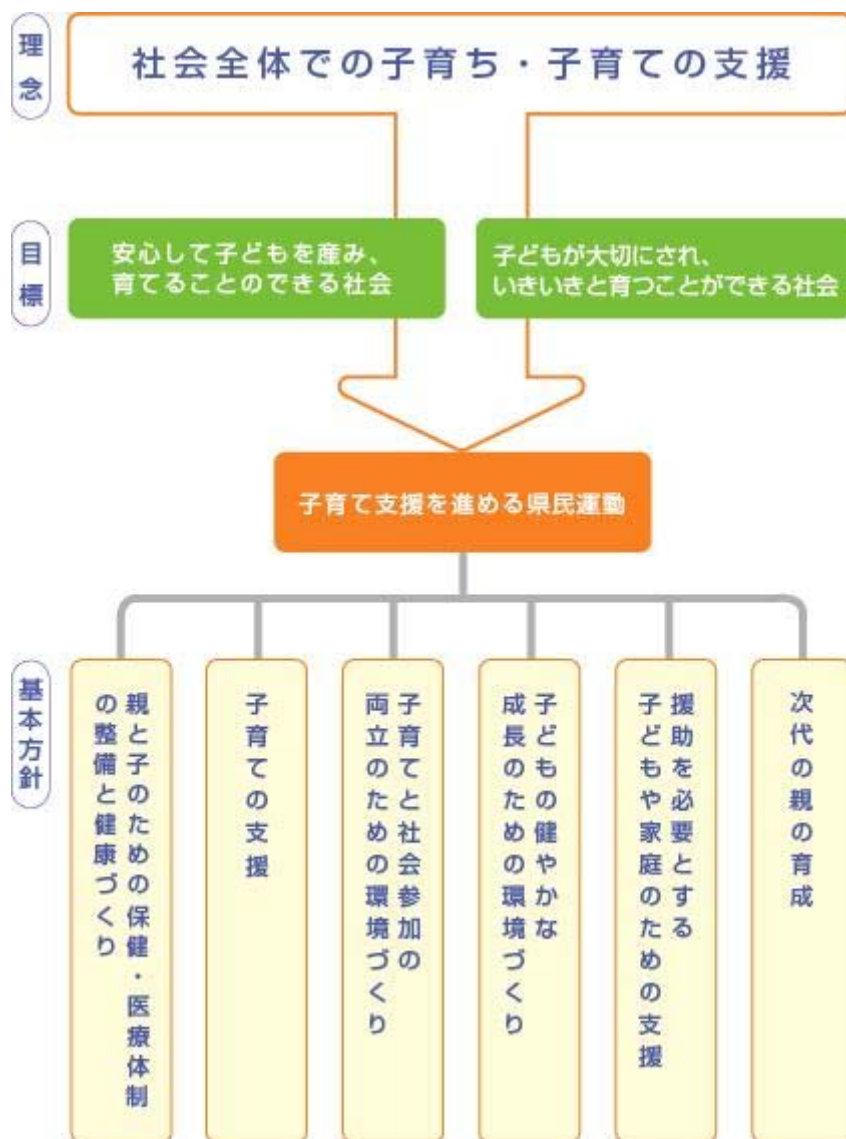
# [1] 次世代育成支援対策について

## 6 妊娠・ 出産・子育て・ 子育てを支える 社会の推進

安心して子育てができ、子どもが健全に健やかに育つことができるよう、行政、企業をはじめ、地域の様々な団体、高齢者等様々な世代など社会全体で、新たな支え合いによる子育て・子育てを支援していく体制づくりを進めることが重要です。

このため、「社会全体での子育て・子育ての支援」を理念とし、県民をあげて体制づくりを進めるため、“子育て支援を進める県民運動”を展開し、各施策を総合的に推進します。

次世代育成支援対策県行動計画の理念、目標及び基本方針

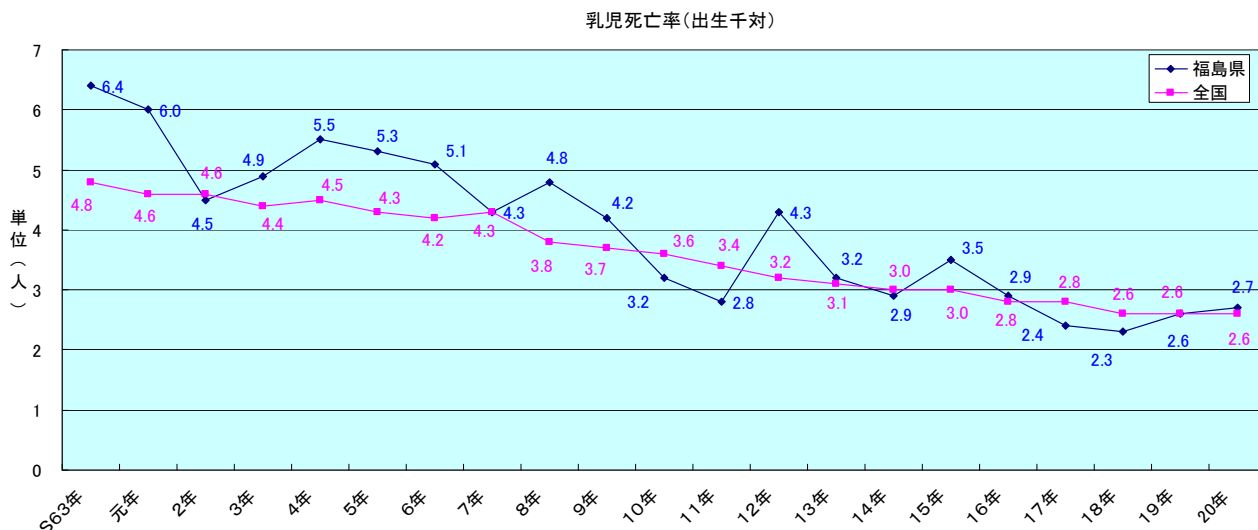


出典：うつくしま子ども夢プラン

## [2] 母子保健医療施策の推進

### ① 乳児死亡率

本県における乳児死亡率は、ここ数年、低下してきており、平成17年においては全国平均を下回るまで低下しました。今後も健康診査、保健指導、医療援護などを推進し、子どもを安心して産み、健やかに育てられるよう、支援を行っていきます。

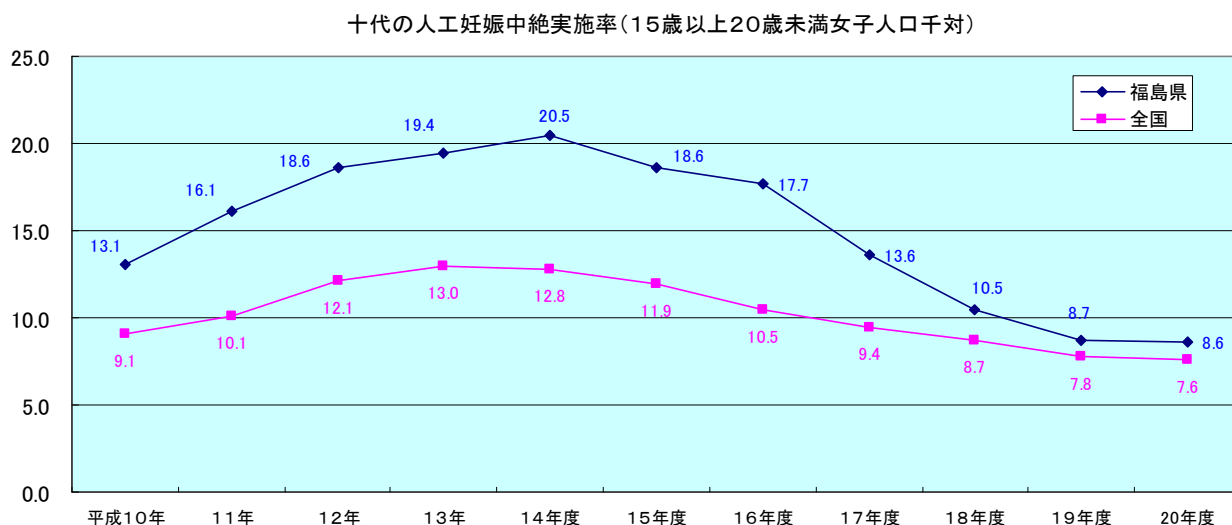


資料：保健統計の概況（福島県保健福祉部）

### ② 十代の人工妊娠中絶実施率

本県の10代の人工妊娠中絶実施率は平成14年度をピークに増加傾向を示していましたが、その後、減少に転じているものの全国平均を大きく上回って推移しています。

そのため、家庭、学校及び地域等と連携しながら、子どもの発達段階や知識に応じた個別相談体制の充実と子どもたちをサポートする環境整備を行い、次代の親となる10代の子どもの健全な育成を図ります。



資料：保健統計の概況（福島県保健福祉部）

母子保健対策の体系

実施機関		思春期	結婚	妊娠	出生	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
県	専門的業務等	●思春期相談事業		●不妊専門相談事業	●先天性代謝異常等検査事業 ●新生児聴覚検査普及事業 ●のびゆく子ども支援事業 ・交流、相談事業 ・訪問指導事業 ●未熟児の訪問指導						
	医療助成等		●特定不妊治療費助成事業		●妊婦健康診査支援基金事業 ●妊娠中毒症等援護事業 ●乳幼児医療費助成事業（入・通院とも 就学前まで） ●養育医療給付事業 ●育成医療給付事業 ●療育医療給付事業 ●小児慢性特定疾患治療研究事業						
市	健康教育	●婚前学級・新婚学級		●妊娠の届出及び母子健康手帳の交付 ●母親学級							
	健康診査			●妊婦一般健康診査 ・HBs抗原検査 ・超音波検査（必要に応じて） ・HCV抗体価検査（必要に応じて） ・HIV抗体価検査（必要に応じて） ●妊婦精密健康診査	●乳幼児健康診査	●1歳6か月児健康診査	●3歳児健康診査				
	保健指導			●妊産婦保健指導・訪問指導	●新生児訪問指導						
	村										
	選択事業				●乳幼児医療費助成事業 ●小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業						

【次世代育成支援対策交付金事業】

- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- その他の事業

（「食育」の推進、家庭内等における子どもの事故防止対策の推進、思春期保健対策等の推進 等）

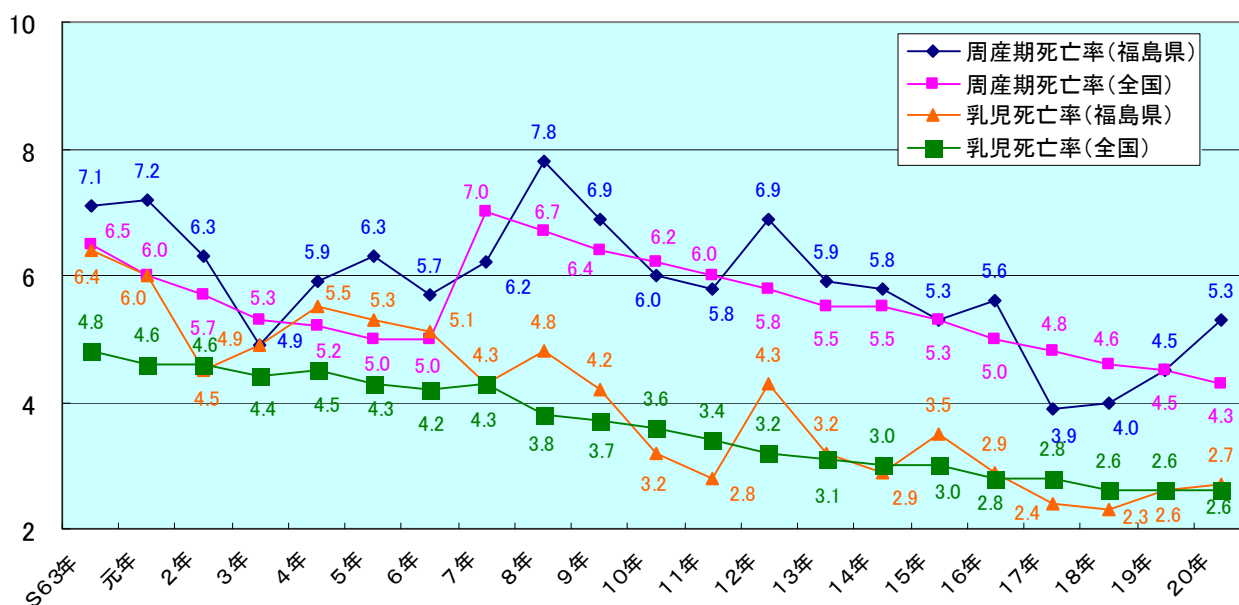
資料：福島県児童家庭課

### [3] 小児医療体制の充実

本県の出生率は全国平均をわずかに下回り、出生率の低下が懸念されており、周産期死亡率は概ね低下しております。

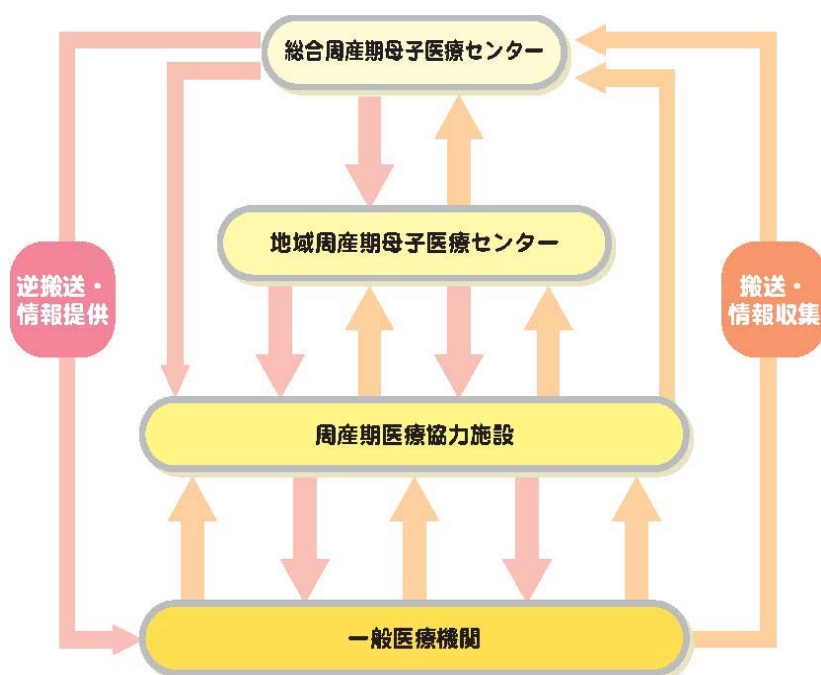
今後も、危険度の高い妊婦をあらかじめ集中治療管理のできる施設に収容するなど、妊娠、出産から新生児に至るまでの一貫した総合的な周産期医療システムを構築していきます。

周産期死亡率等の推移



資料：保健統計の概況（福島県保健福祉部）

周産期医療システム体系図



注釈：

総合周産期母子医療センター：

母体・胎児集中治療管理室を含む産科病棟と新生児集中治療管理室を含む新生児病棟を有し、重症妊娠中毒症、切迫早産等で、妊娠、出産に影響を及ぼす危険性の高い妊婦や低出生体重児等に対し高度な医療を行うことができる医療施設を指す。(対象施設－県立医科大学医学部附属病院)

地域周産期母子医療センター：

産科及び新生児医療を担当する小児科等を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為が行える医療施設を指す。(対象施設－財団法人大原総合病院、財団法人太田総合病院附属太田西ノ内病院、独立行政法人国立病院機構福島病院、財団法人竹田総合病院、いわき市立総合磐城共立病院)

周産期医療協力施設：

周産期母子医療センター以外の施設で、異常のある妊娠、分娩、新生児の治療管理を行う施設を指す。(対象施設－財団法人湯浅報恩会寿泉堂総合病院、財団法人星総合病院、福島県厚生農業協同組合連合会白河厚生総合病院、公立相馬総合病院)

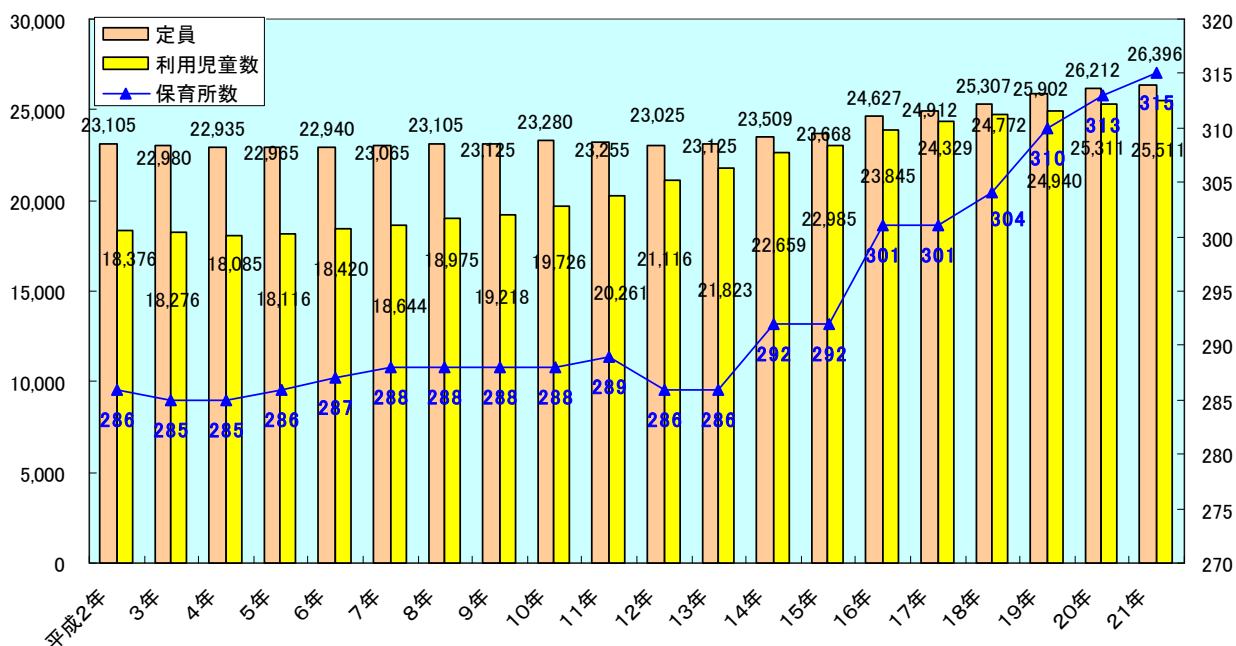
資料：福島県医療看護課作成

## [4] 子育て家庭への支援

### ① 保育所

保育所は、仕事や病気などで乳幼児を保育することができない保護者の委託を受けて、日々乳幼児を保育する施設です。近年は、保護者の就労形態の多様化などに伴い保育ニーズも多様化しており、乳児保育のほか、延長保育、子育て家庭に対する相談活動など幅広い事業を行い子育て家庭を支援していきます。

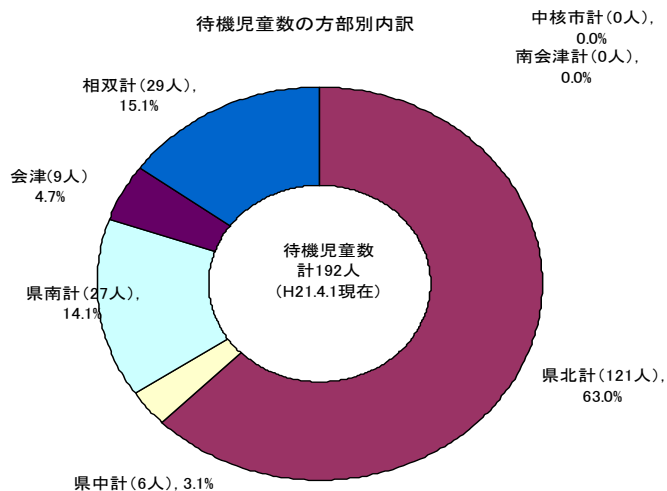
保育所利用児童数の推移（各年4月1日現在）



資料：福島県子育て支援課調べ

### ② 保育所入所待機児童

保育所に入所を希望しながら入所することができない、保育所入所待機児童の解消に向け、市町村と協力していきます。



資料：福島県子育て支援課調べ

### ③ 地域子育て支援センター

育児不安等についての相談指導や子育てサークルの育成・支援などを行い、地域全体の子育て支援の拠点となる地域子育て支援センターを増やしていきます。

地域子育て支援センター設置状況

平成20年度

平成22年度目標（100か所）



注釈：地域子育て支援センターの設置数の現状と目標値を表示しています。

資料：福島県子育て支援課調べ

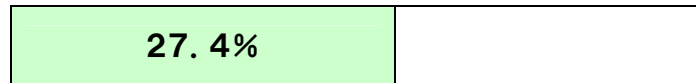
### ④ 一時保育（※平成21年4月）から「一時預かり」へ名称変更）

家庭で子育てしている保護者の疾病、育児疲れ、パート就労などに対応するため、一時的に保育が必要となった児童を受け入れる保育所を増やしていきます。

一時保育実施状況

平成20年度

平成22年度目標（50%）



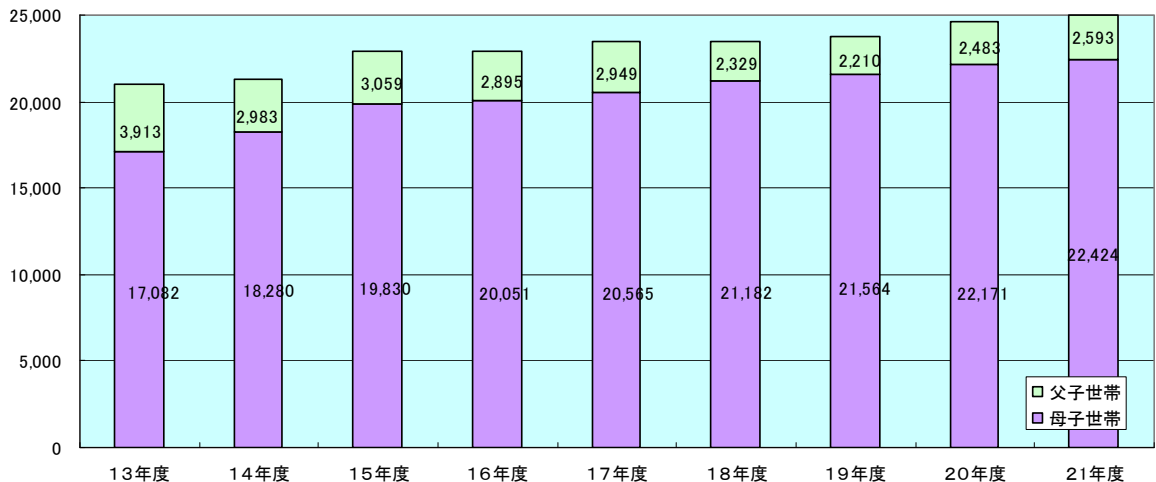
注釈：平成20年度の一時保育実施率（全保育所に占める一時保育及び特定保育を実施している保育所の割合）の現状と目標値を表示しています。

資料：福島県子育て支援課調べ

### ⑤ ひとり親世帯

離婚の増加等により、ひとり親家庭は年々増加の傾向にあります。子育てと仕事を両立しなければならないひとり親家庭の自立の促進を図りながら、その児童の健全な成長を確保することが重要な課題となっていることから、ひとり親家庭に対して、総合的な自立支援対策を図っていく必要があります。

ひとり親世帯数の推移

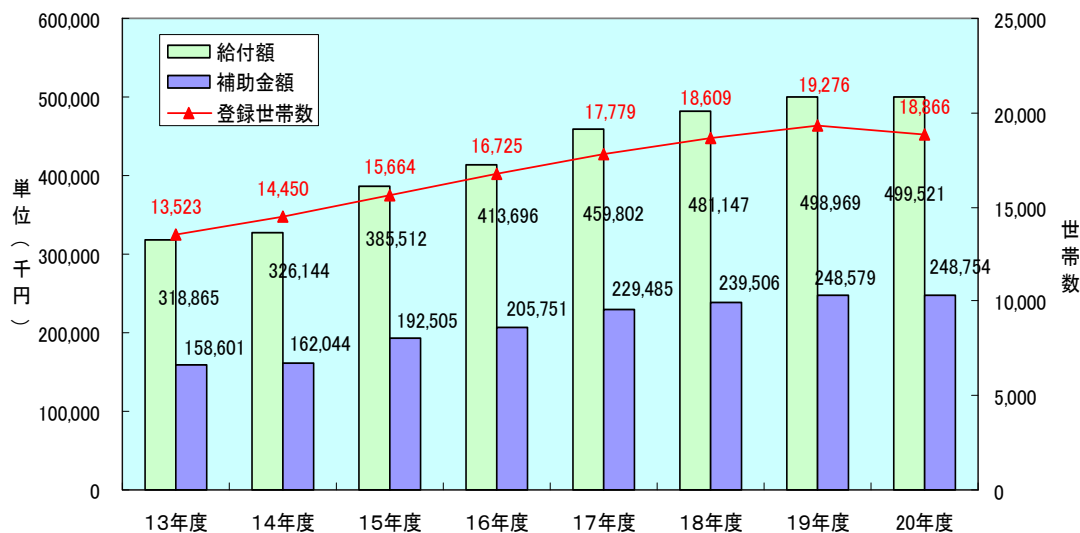


資料：福島県児童家庭課調べ

## ⑥ ひとり親家庭への医療費助成

ひとり親家庭の状況は様々ですが、一般世帯に比べて平均的に所得が低く、経済的に不安定な状態にあります。ひとり親家庭の医療費の自己負担額の一部を公費で負担することにより、ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、健康と福祉の増進を図っています。

ひとり親家庭医療費助成事業補助実績

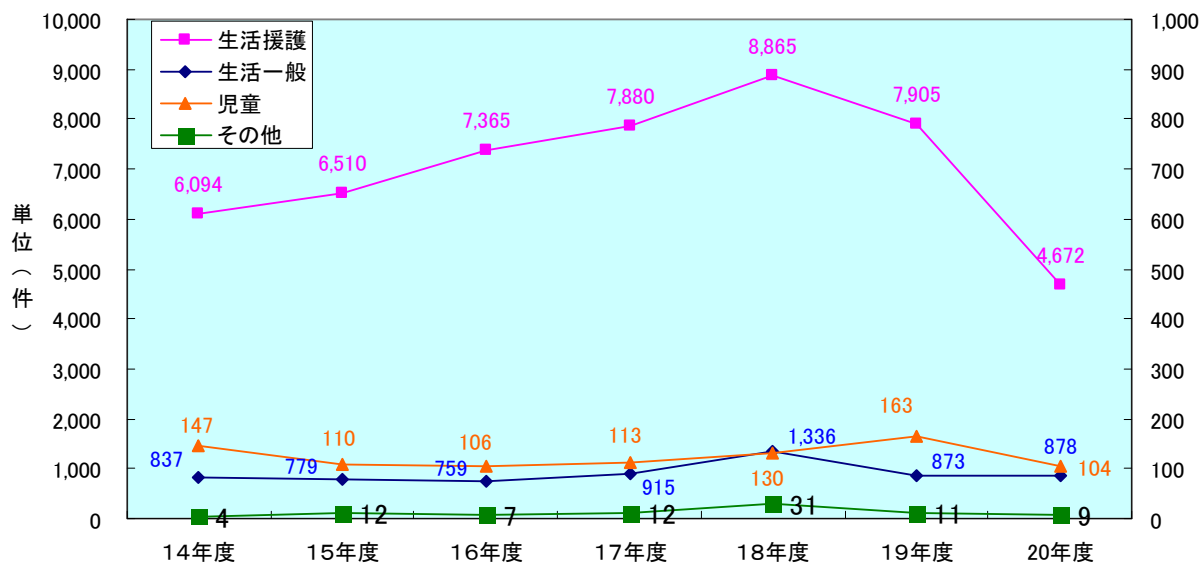


資料：福島県児童家庭課調べ

## ⑦ 母子自立支援員

母子自立支援員は各保健福祉事務所及び中核市に配置され、母子家庭等からの生活、養育などの相談に応じ、自立に必要な指導、助言を行っています。

母子自立支援員相談受付件数の推移



資料：福島県児童家庭課調べ

## ⑧ 母子寡婦福祉資金貸付

母子福祉資金、寡婦福祉資金は、母子家庭及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、安定した生活を営めるように資金の貸与を行う制度です。

年度別 資金別	母子福祉基金												寡婦福祉基金												
	15年度実績		16年度実績		17年度実績		18年度実績		19年度実績		20年度実績		15年度実績		16年度実績		17年度実績		18年度実績		19年度実績		20年度実績		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
事業開始	4	7,225	1	2,830	1	2,000	0	0	0	0	1	2,830	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
事業継続	3	3,060	2	882	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,000	1	1,200	0	0		
修学	新規	119	50,796	119	49,237	110	53,096	80	35,927	72	34,501	79	37,320	4	1,889	4	2,871	3	1,740	3	1,188	2	585	1	360
	継続	166	71,591	182	84,228	190	85,066	180	84,578	134	62,715	129	61,052	8	5,136	4	3,414	6	5,022	4	3,498	3	1,716	2	1,248
技能 習得	新規	2	256	2	720	1	600	3	1,058	1	24	1	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	継続	1	600	0	0	2	720	1	600	2	756	1	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
修業	新規	8	2,841	14	5,687	14	5,481	11	3,556	10	3,617	5	1,950	0	0	2	930	0	0	0	0	1	600	0	0
	継続	6	2,778	4	1,404	4	1,849	4	2,154	0	0	1	600	1	204	1	102	0	0	0	0	0	0	0	
就職支度	3	670	4	620	1	100	3	480	4	728	3	470	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
医療介護	0	0	1	300	1	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
生活	新規	12	3,572	10	3,720	8	2,518	7	3,175	5	1,312	14	3,039	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	継続	3	650	5	804	2	1,908	1	600	1	960	1	720	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
住宅	1	280	0	0	0	0	0	0	0	2	3,000	0	0	0	0	0	0	0	1	1,500	1	1,500	0	0	
転宅	6	1,355	10	1,871	1	222	1	120	3	387	6	973	0	0	0	0	0	0	1	228	0	0	0	0	
結婚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
修学支度	87	20,452	102	27,876	82	21,213	73	18,908	77	24,239	84	24,487	0	0	1	260	1	590	1	85	1	347	0	0	
児童扶養	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特別児童扶養	2	98	2	96	2	105	1	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	423	166,224	458	180,275	419	175,028	365	151,192	311	132,239	325	134,064	13	7,229	12	7,577	10	7,352	11	7,499	9	5,948	3	1,608	

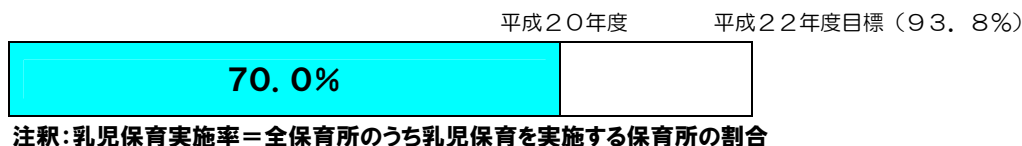
資料：福島県児童家庭課調べ

## [5] 子育てと仕事の両立支援

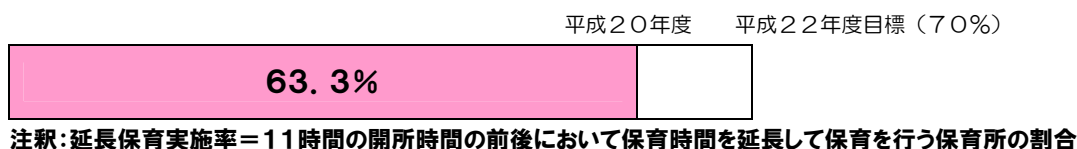
### ① 乳児保育、延長保育

核家族化の進行やライフスタイルの多様化、共働き家庭の一般化等に伴い、様々な保育サービスが求められており、利用者の視点に立った保育サービスの充実を図っていく必要があります。

乳児保育実施状況



延長保育実施状況

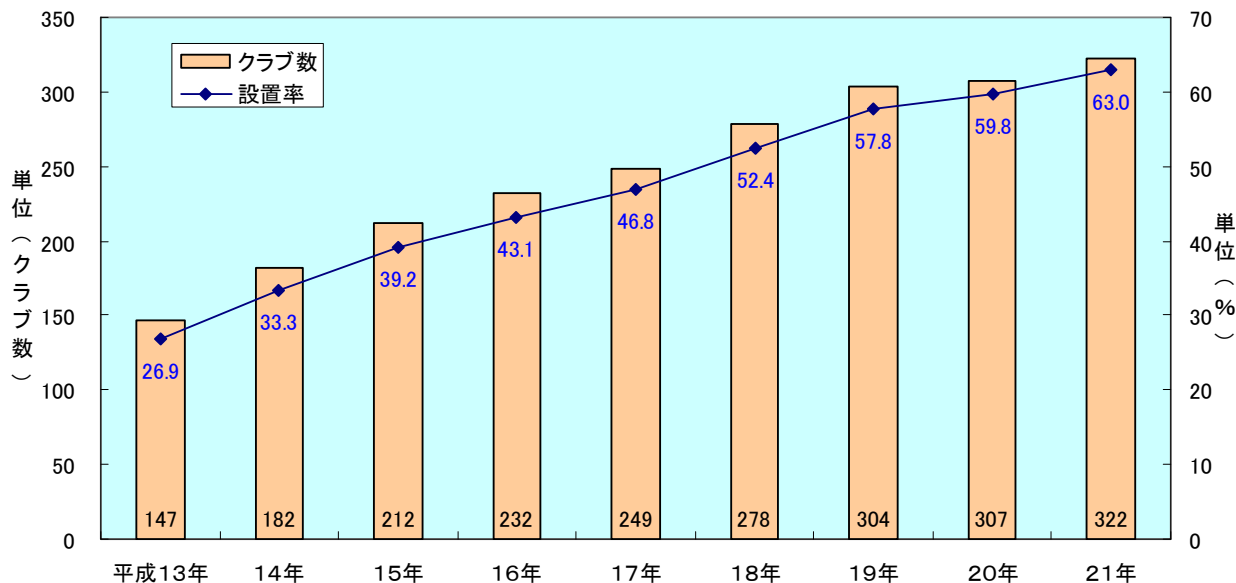


資料：福島県子育て支援課調べ

### ② 放課後児童クラブ

近年、昼間保護者が家庭にいない主に小学生低学年児童等に生活の場を提供する放課後児童クラブのニーズが高まっています。地域の実情に応じた放課後児童クラブの設置を進めます。

放課後児童クラブ数及び放課後児童クラブ設置率



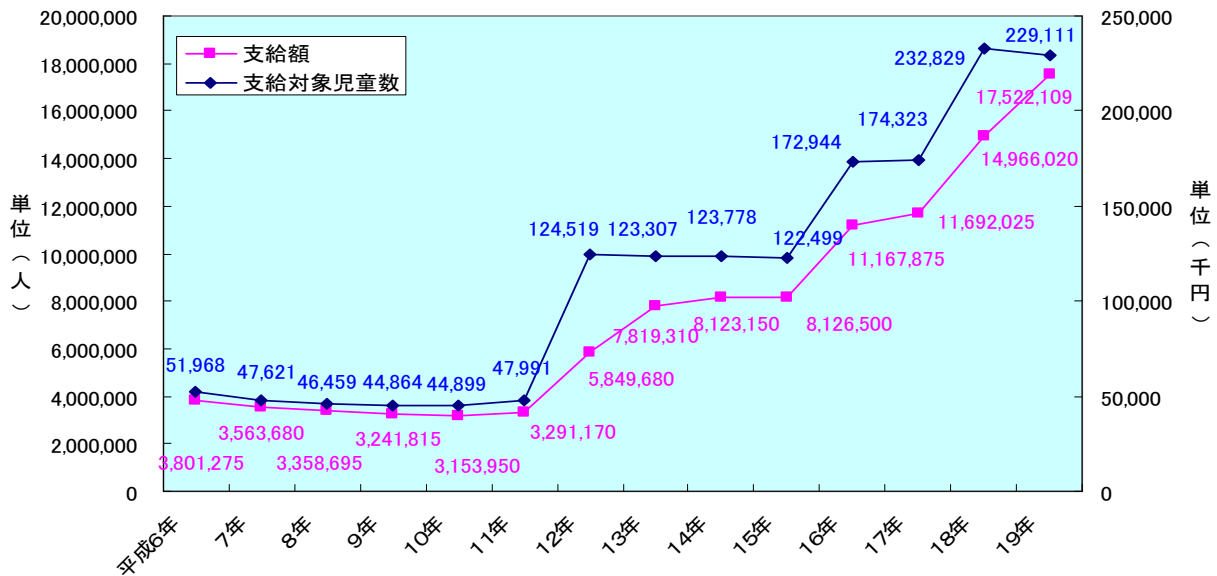
資料：福島県子育て支援課調べ

### ③ 児童手当の支給

家庭における生活の安定と児童の健全育成や資質向上を図るため、小学校修了前の児童を養育し、所得が一定額未満の方に児童手当を支給しています。

- ・ 3歳以上小学校修了前の児童（12歳到達後最初の年度末までの児童）
- ・ 支給額 第1子・第2子 月額5,000円（3歳未満の児童 一律10,000円）  
第3子以降 児童1人につき月額10,000円

本県の児童手当支給の現状

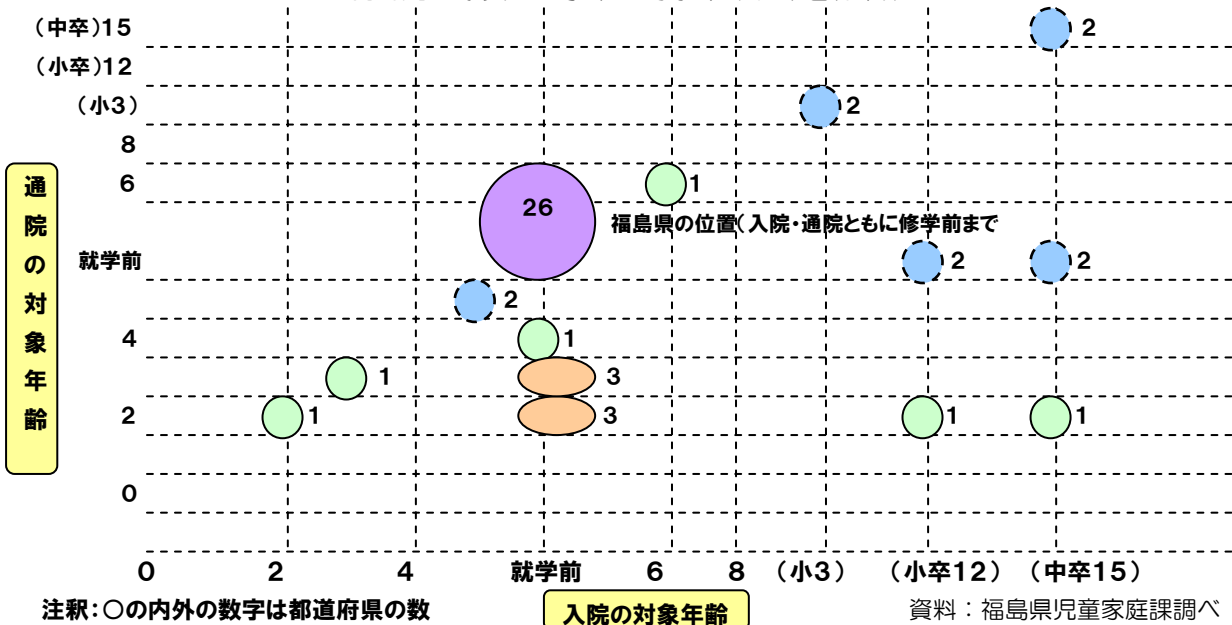


資料：児童手当事業年報

### ④ 乳幼児医療費の助成

年齢の小さい子どもを持つ家庭では、子どもの疾病などで医療機関を受診する機会も多く、医療費の負担が大きくなっています。本県では、乳幼児を持つ家庭の医療費負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう、対象年齢を入院・通院ともに就学前までとしています。

乳幼児医療費助成事業の対象年齢別都道府県数



## [6] 子どもの健全育成の推進

### ① 児童館・児童センター

児童館・児童センターは、地域の児童健全育成の拠点として、すべての児童を対象とした各種活動を実施しています。

児童館・児童センター設置状況

(平成21年4月1日現在) (休館中を除く)

市町村名	設置数	市町村名	設置数	市町村名	設置数
福島市	5	鏡石町	1	大熊町	2
二本松市	2	石川町	1	双葉町	1
郡山市	1	三春町	1	浪江町	1
須賀川市	3	小野町	1	新地町	1
白河市	2	田村市	5		
会津若松市	4	西郷村	2		
喜多方市	7	泉崎村	1		
相馬市	2	磐梯町	1		
南相馬市	5	猪苗代町	1		
いわき市	3	会津美里町	1		
桑折町	1	檜枝岐村	1		
伊達市	3	広野町	1		
本宮市	2	富岡町	3	合 計	65

資料:福島県子育て支援課調べ

### ② 地域組織活動

地域組織は、母親の連帯組織(母親クラブ)など、児童健全育成に寄与する自主的な団体であり、児童の事故防止のための奉仕活動、家庭養育に関する研修活動、キャンプやレクリエーション活動、読書会などの親子及び世代間交流などを地域の実情に応じて行っています。

地域組織活動(母親クラブ)設置状況

(平成21年4月1日現在)

市町村名	クラブ数	市町村名	クラブ数
郡山市	1	本宮市	7
須賀川市	2	三春町	1
白河市	5	小野町	1
田村市	5	北塩原村	2
会津若松市	3	猪苗代町	6
喜多方市	14	双葉町	1
相馬市	1	浪江町	1
南相馬市	8		
いわき市	7		
桑折町	1	合 計	66

資料:福島県子育て支援課調べ

## [7] 子どもの権利擁護の推進

### ① 児童相談所

児童や家庭を取り巻く環境は、少子化の進行、共働き家庭の一般化、地域社会の人間関係の希薄化等に伴って大きく変化しており、それによって、家庭や子どもに関する不安や悩みは増加しています。児童相談所では、これらの相談を受け、子どもやその保護者等への相談援助活動を行っています。

児童相談所相談受付件数の推移

区 分	全 国	県 全 体	内 訳			
			中央児相	県中児相	会津児相	浜児相
平成7年度	312,987	4,535	2,834	—	727	974
平成8年度	317,455	4,731	2,771	—	755	1,205
平成9年度	326,523	4,367	2,491	—	707	1,169
平成10年度	336,250	4,720	2,792	—	713	1,215
平成11年度	347,842	4,790	2,885	—	645	1,260
平成12年度	362,142	5,370	3,386	—	705	1,279
平成13年度	382,094	6,185	3,998	—	822	1,365
平成14年度	398,537	6,477	4,200	—	768	1,509
平成15年度	344,594	5,431	3,412	—	759	1,260
平成16年度	352,614	5,339	3,290	—	748	1,301
平成17年度	349,875	4,910	3,033	—	674	1,203
平成18年度	380,961	5,422	3,162	—	897	1,363
平成19年度	359,443	5,622	1,950	1,565	957	1,150
平成20年度	364,414	5,472	1,823	1,528	912	1,209
前年比	101.4%	97.3%	93.5%	97.6%	95.3%	105.1%

資料：福島県児童家庭課調べ

児童相談所における相談内容別受付状況(平成20年度)

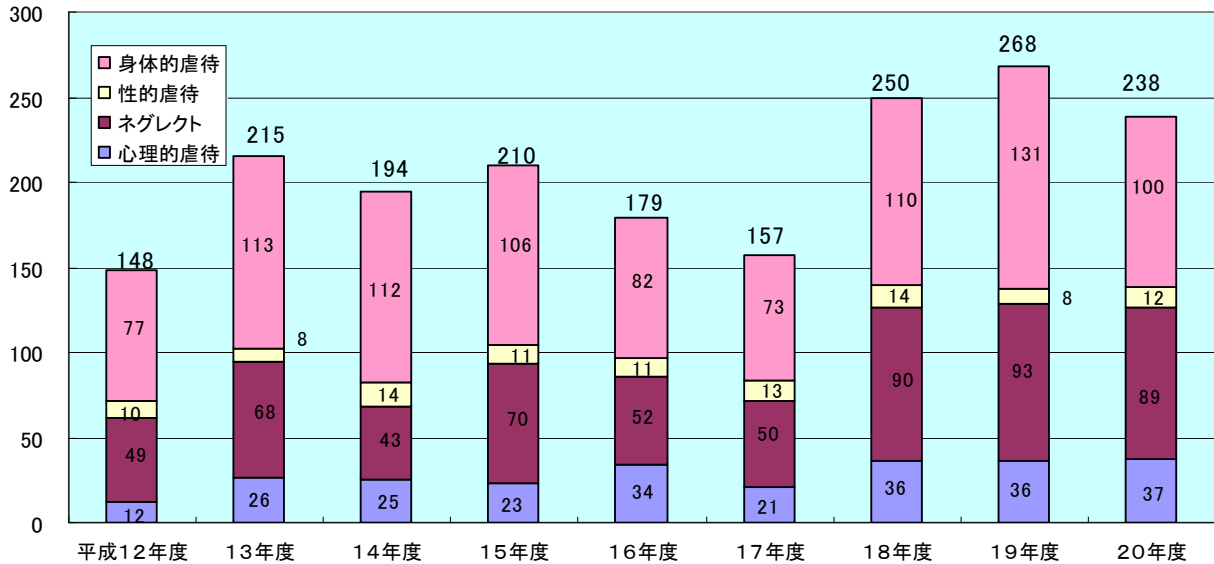
区 分	養護	保健	障がい	非行	育成	その他	計
県全体	1,033	13	2,899	179	798	550	5,472
	18.9%	0.2%	53.0%	3.3%	14.6%	10.1%	100.0%
中 央	212	9	810	52	383	357	1,823
	11.6%	0.5%	44.4%	2.9%	21.0%	19.6%	100.0%
県 中	289	1	928	52	152	106	1,528
	18.9%	0.1%	60.7%	3.4%	9.9%	6.9%	100.0%
会 津	235	1	452	26	173	25	912
	25.8%	0.1%	49.6%	2.9%	19.0%	2.7%	100.0%
浜	297	2	709	49	90	62	1,209
	24.6%	0.2%	58.6%	4.1%	7.4%	5.1%	100.0%

資料：福島県児童家庭課調べ

## ② 児童虐待防止

平成12年に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されましたが、児童虐待は子どもの健やかな成長を妨げるばかりでなく、長期間にわたって心身に悪影響を与え、最悪の場合は尊い生命にも関わる重要な問題です。こうした児童虐待を防止するため、各種施策を総合的に推進する必要があります。

児童虐待相談対応件数の推移



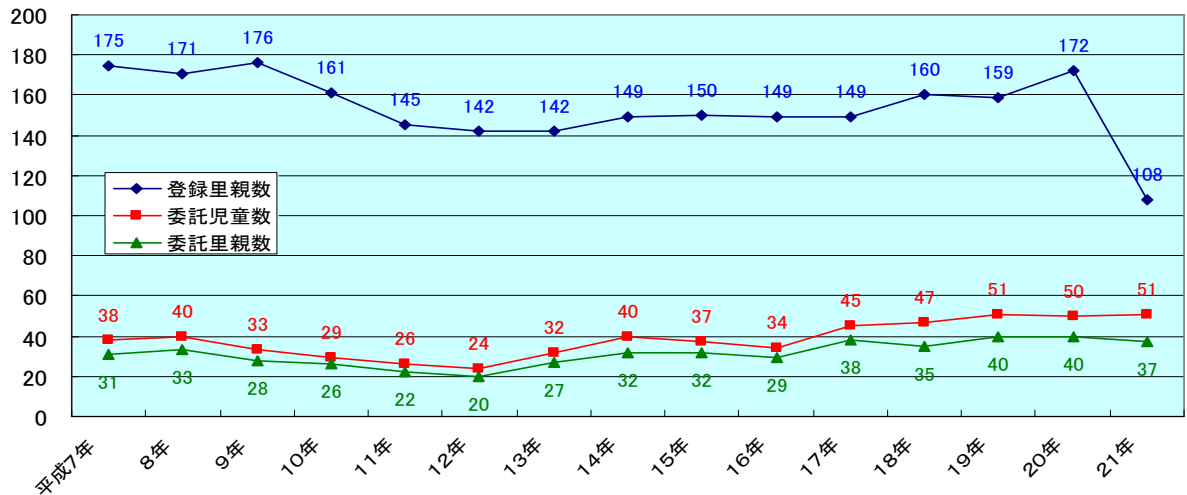
資料：福島県児童家庭課調べ

## ③ 里親制度

子どもは親のもとで育てられることが最も望ましいことですが、親の家出、病気、虐待など様々な事情により両親と一緒に生活することができない子どもがいます。

こうした家庭環境に恵まれない子どもを一般の家庭に迎えて、温かい愛情と家庭的な雰囲気の中で養育するのが里親制度です。

里親の状況(各年12月1日現在)



資料：福島県児童家庭課調べ